

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
73	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>岡崎市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	

評価実施機関名
岡崎市長

公表日
令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前の児童を養育している方に手当を支給する。内容としては、主として以下の事務である。</p> <p>①児童出生や転入等に伴い、受給資格者から認定請求書及び額改定請求書を受理し(申請管理システムでの受理を含む)、所得情報や年金情報に応じて、資格の認定及び支給額の決定を行う。 ②現況届を受理し(申請管理システムでの受理を含む)、所得情報や年金情報を確認し、資格の審査や支給額の決定を行う。 ③手当の支給を行う。 ④転出や児童の年齢到達等に伴い、資格の喪失処理を行う。また、受給者の死亡に伴う未支払手当の請求を受理し、手当を支給する。 ⑤受給者の資格に係る台帳を管理し、統計処理を行う。</p> <p>上記のうち、特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。 ①児童出生や転入等に伴い、受給資格者から認定請求書及び額改定請求書を受理し申請管理システムでの受理を含む)、所得情報や年金情報に応じて、資格の認定及び支給額の決定を行う。 ②現況届を受理し(申請管理システムでの受理を含む)、所得情報や年金情報を確認し、資格の審査や支給額の決定を行う。</p>
③システムの名称	福祉総合システム(児童福祉) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の74、75の項</p> <p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の26、30、87、106の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部子育て支援室
②所属長の役職名	子育て支援室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部子育て支援室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部子育て支援室 0564-23-6628

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月23日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成30年3月23日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①児童出生や転入等に伴い、受給資格者から認定請求書及び額改定請求書を受理し、所得情報や年金情報に応じて、資格の認定及び支給額の決定を行う。 ②現況届を受理し、所得情報や年金情報を確認し、資格の審査や支給額の決定を行う。	①児童出生や転入等に伴い、受給資格者から認定請求書及び額改定請求書を受理し(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)、所得情報や年金情報に応じて、資格の認定及び支給額の決定を行う。 ②現況届を受理し(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)、所得情報や年金情報を確認し、資格の審査や支給額の決定を行う。	事前	サービス検索・電子申請機能による電子申請受付の開始のため
平成30年3月23日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	上記のうち、特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。 ①児童出生や転入等に伴い、受給資格者から認定請求書及び額改定請求書を受理し、所得情報や年金情報に応じて、資格の認定及び支給額の決定を行う。 ②現況届を受理し、所得情報や年金情報を確認し、資格の審査や支給額の決定を行う。	上記のうち、特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。 ①児童出生や転入等に伴い、受給資格者から認定請求書及び額改定請求書を受理し(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)、所得情報や年金情報に応じて、資格の認定及び支給額の決定を行う。 ②現況届を受理し(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)、所得情報や年金情報を確認し、資格の審査や支給額の決定を行う。	事前	サービス検索・電子申請機能による電子申請受付の開始のため
平成30年3月23日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム(児童福祉) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)	福祉総合システム(児童福祉) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能による電子申請受付の開始のため
平成30年3月23日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども育成課長 市川典子	こども育成課長 高井俊夫	事後	人事異動による修正
平成31年4月1日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども育成課長 高井俊夫	こども育成課長	事後	人事異動による修正
平成31年4月1日	IVリスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用させるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 8.監査	—	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 9.従業員に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】 ・ 番号利用法第19条第7号 別表第2の26、30、87の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条第1号タ、第2～6号、第44条第1号タ、第2～6号	【情報提供の根拠】 ・ 番号利用法第19条第7号 別表第2の26、30、87、106の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条第1号タ、第2～6号、第44条第1号タ、第2～6号、第53条第1号リ	事後	根拠の確認による修正
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目1、対象人数いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目2、対象人数いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	I-5 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども部こども育成課	こども部子育て支援室	事後	
令和3年4月1日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども育成課長	子育て支援室長	事後	
令和3年4月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部こども育成課	〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部子育て支援室	事後	
令和3年4月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部こども育成課 0564-23-6628	〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部子育て支援室 0564-23-6628	事後	
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 3法令上の根拠	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の56の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の56の項	事後	
令和4年4月1日	I 4②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・ 番号利用法第19条第8号 別表第2の74、75の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条、第40条の2 【情報提供の根拠】 ・ 番号利用法第19条第8号 別表第2の26、30、87、106の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条第1号タ、第2～6号、第44条第1号タ、第2～6号、第53条第1号リ	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の74、75の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の26、30、87、106の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目1、対象人数いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目1、対象人数いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目2、取扱者数いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前の児童を養育している方に手当を支給する。 内容としては、主として以下の事務である。 ①児童出生や転入等に伴い、受給資格者から認定請求書及び額改定請求書を受理し(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)、所得情報や年金情報に応じて、資格の認定及び支給額の決定を行う。 ②現況届を受理し(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)、所得情報や年金情報を確認し、資格の審査や支給額の決定を行う。 ③手当の支給を行う。 ④転出や児童の年齢到達等に伴い、資格の喪失処理を行う。また、受給者の死亡に伴う未支払手当の請求を受理し、手当を支給する。 ⑤受給者の資格に係る台帳を管理し、統計処理を行う。 上記のうち、特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。 ①児童出生や転入等に伴い、受給資格者から認定請求書及び額改定請求書を受理し(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)、所得情報や年金情報に応じて、資格の認定及び支給額の決定を行う。 ②現況届を受理し(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)、所得情報や年金情報を確認し、資格の審査や支給額の決定を行う。	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前の児童を養育している方に手当を支給する。 内容としては、主として以下の事務である。 ①児童出生や転入等に伴い、受給資格者から認定請求書及び額改定請求書を受理し(申請管理システムでの受理を含む)、所得情報や年金情報に応じて、資格の認定及び支給額の決定を行う。 ②現況届を受理し(申請管理システムでの受理を含む)、所得情報や年金情報を確認し、資格の審査や支給額の決定を行う。 ③手当の支給を行う。 ④転出や児童の年齢到達等に伴い、資格の喪失処理を行う。また、受給者の死亡に伴う未支払手当の請求を受理し、手当を支給する。 ⑤受給者の資格に係る台帳を管理し、統計処理を行う。 上記のうち、特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。 ①児童出生や転入等に伴い、受給資格者から認定請求書及び額改定請求書を受理し(申請管理システムでの受理を含む)、所得情報や年金情報に応じて、資格の認定及び支給額の決定を行う。 ②現況届を受理し(申請管理システムでの受理を含む)、所得情報や年金情報を確認し、資格の審査や支給額の決定を行う。	事後	
令和5年4月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム(児童福祉) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) サービス検索・電子申請機能	福祉総合システム(児童福祉) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事後	